

女の仕事／男の仕事のポリテイクス

——ドイツ帝国郵便における性別職務分離の見取り図と展望——

石 井 香 江

【要約】 歴史を振り返れば、人は有償であるか否かを問わず何らかの活動を行い、ここで、女の仕事／男の仕事の線引きが行われてきた。この過程は「女」と「男」の織り成す関係史という意味で、まさに「ジェンダー史」であり、そこに「人種」と階級が不可分に作用して、歴史の大きなうねりを生み出してきた。本稿では、一九世紀後半から二〇世紀半ばまで、ジェンダー、階級、「人種」、そして時には、そこに情報通信技術がいかに相互に影響し合い、特に電信業務から電話交換業務に女性が移動し、電話交換業務が男性の職業から女性の職業に移り変わったのか、その線引きの過程に着目したい。まずは、ある職業が女性化／男性化する「性別職務分離」の分析の視角、歴史と射程を明らかにし、中でも性別職務分離の過程における国家の両義的な役割を浮かび上げらせ、最後にナチス期の通信事業内部における性別職務分離の展開について検討し、その意味と今後の課題についてまとめた。

史林 一〇四巻一号 二〇二二年一月

はじめに

アリス・ケスラー＝ハリスの名著『女はいつも働いていた』の初版は一九八一年に刊行され、三七年後に第二版が出るが、その謝辞でケスラー＝ハリスは、「私たちはもはや女性と男性を固定的で、相互に接点のない別個のカテゴリーと考えない。また従来のように、労働過程の有償の側面だけを「労働」として理解はしない。人種、ジェンダー、階級は各々

が個別に経済や社会を変化させるということはない。今やこの三つの要素は、歴史のナラティブにおいて切り離して考えることはできない」と記している。^① 歴史を振り返れば、人は有償であるか否かを問わず何らかの活動を行い、ここで、女の仕事／男の仕事の線引きが行われてきた。この過程は「女」と「男」の織り成す関係史という意味で、まさに「ジェンダー史」であり、そこに「人種」と階級が不可分に作用して、歴史の大きなうねりを生み出してきた。

本稿では、一九世紀後半から二〇世紀半ばまで、ジェンダー、階級、「人種」、そして時には、そこに情報通信技術がいかに相互に影響し合い、特に電信業務から電話交換業務に女性が移動し、電話交換業務が男性の職業から女性の職業に移り変わったのか、その線引きの過程に着目したい。まずは、ある職業が女性化／男性化する「性別職務分離」の分析の視角、歴史と射程を明らかにし、そこで本稿の事例が持つ意味について確認し、中でも性別職務分離の過程における国家の両義的な役割を浮かび上げらせ、最後にその一例として、ナチス期の通信事業内部における性別職務分離の展開について検討し、その意味と今後の課題についてまとめ、本稿を締め括りたい。

① Kessler-Harris, Alice, *Women Have Always Worked: A Concise History*, Chicago 2018, p. ix.

第一章 「性別職務分離」の歴史研究の射程

分析の視角

一般的に賃金や勤続年数、職場内での位置づけ、仕事の内容などにおいて男女間に差異があるのはなぜなのか。人的資本論によれば、個々の労働者は労働市場で、その教育程度や就業年数などの人的資本に合致した仕事に配置されるという。したがってこの理論では、労働者が人的資本を高めれば、それに伴い仕事の報酬も高まることが前提されている。しかし

特定のジェンダーが特定の仕事からあらかじめ排除され、低賃金の仕事に集中しているということが、主にジェンダー研究や労働社会学の側から明らかにされてきた。そのアプローチの一つに、女性の家事・育児の役割を強調し、この役割と家庭外の労働経験との関連のあり方が、両性の差異を生むとするジェンダー・モデルがある。しかしこのアプローチは、女性の実際の労働やその経験のあり方、あるいは職種・業種による女性間の差異に十分な注意を払わない傾向がある。こうしたアプローチの限界、没歴史性を指摘し、実証研究を積み重ねてきたのが性別職務分離 (Gender Segregation at Work) 研究である。性別職務分離を家族内の性別分業のあり方から理解するのではなく、労働過程内在的に分析する視角の研究である。職務配置構造は決して固定的なものではなく、特定の歴史段階における企業の経営方針、流通機構、労働市場構造などの組み合わせによって規定されている。^① 上記のような女性と家事・育児の強い結びつき、それとコインの裏表でもある家事・育児に疎遠な男性というジェンダー・モデルは決して普遍的なものではなく、女性／男性を取り囲む時代や文化、帰属する階級、「人種」、宗教、ナショナルリティによって、女性／男性とは何なのかをめぐって一つではなく複数の捉え方が存在することが明らかになっている。^②

「性別職務分離」の歴史化

プロト工業化の時代、農村家内工業で男女は生存のために共働きすることが当然とされ、経済的にも労働力としても、互いに依存し合っていた。馬を扱う仕事はほとんど男性が行い、穀物の収穫に女性は欠かせないなど、性別分業は確かに存在していた。^③ また、半農半工の農民は繊維産業にも従事し、この中では既に男女間の分業や賃金格差が確認できる。^④ ヨーロッパ社会で、男女の活動領域の分離がより明確に構想されたのは啓蒙主義の時代であった。^⑤ 産業化が進展し、職分離が進むことで、この構想は現実のものとなる。一九世紀になると市民層は経済的な後押しもあり、女性は家事と育児に専念するようになるが、生産領域と再生産領域の分離は、生産領域での女性の影響力を制限することにもなった。^⑥

一九世紀後半から二〇世紀初頭に、ヨーロッパ社会は農村社会から産業社会へと変化し、鉄鋼・化学・電機産業、貿易・商業・交通部門が目覚ましい成長を遂げた。市場経済の進展、生産方式と労働過程の変化が性別分業にも大きく影響したことに加え、民主国家の礎も築かれた。職業訓練を含む女子教育が進展し、参政権運動など女性の公的領域での活動機会が増えたのと同時に、賃金や労働形態などをめぐり男女間の格差が広がり、今日に続くジェンダー関係が形作られた。従来は家庭で作られていた消費財が工場で安価に生産されるようになる過程で女性の工場労働者が誕生し、医療、教育や通信などの公共サービスの分野で、中・下級の市民層の女性に就労機会が生まれた。女性があらたに労働市場に参入することで、性別分業は生産領域の内部でも進展することになる。それは例えば電信技手や電話交換手など、情報通信技術の著しい発達を背景に新しく誕生した職業が、男の仕事と女の仕事に分かれる「性別職務分離」である。医療や教育の分野においても担い手の性別が常に問題となり、区別が明確化されるようになる。

女性を男性と相補的な原理を持つ存在とし、扶養される妻と扶養する夫とを区別するなど、男女の活動領域を二分し、女性を私的領域に押し込める市民層の価値観は、労働者階級にも徐々に広がり、男性の仕事として定着した職業から女性を排除する根拠ともなった。例えば男女が同じ空間で働くことは「リスペクダブル」^⑦ではないという理由で、農村の労働は道徳的に非難された。現実的には、工場・炭鉱・農村で労働者階級や農民の女性は男性とともに働いていたが、近代化の荒波から女性労働者を保護するという名目の規制——夜間勤務の禁止、母性保護義務、労働時間の短縮——が生まれ、女性は男性とはまったく異なる、保護を要する労働力であると見なされ、この境界線を飛び越えることは以前より困難になったといえる。また、既婚女性が働くことは、夫の失業や死を理由とする例外として見なされるようになった。既婚女性性は労働者である前に妻や母の役割を果たすことが前提とされていたため、母親が就労することによる「家族の崩壊」が懸念されるようになる。^⑧男女が同じ空間で働くことをタブー視し、父親を唯一の稼ぎ手と見なす（男性単独稼働者モデル）市民的価値観は、共稼ぎでようやく家計を維持していた労働者階級の生活実態から大きくかけ離れた理念であった。^⑨保護

の対象となった当事者たちの視点で見れば、保護法制が必ずしも当事者にプラスに働いたわけではない。紡績工場など女性労働者の多い職場においては、夜間勤務の禁止は効果的な保護措置として歓迎されたが、男性労働者の多い職場で働く女性労働者たちは、男性と同じ条件で働けず、不利な状況に追いやられるという理由で反対している。また、保護対象である女性が多いはずの看護師や家事手伝い、家内労働者には規制が及ばず、実効性の欠如という疑いも拭えなかった。^⑩

以上を整理すると、市民層の影響力が強まる一九世紀以降、男性と女性の労働者は互換性のない相異なる存在として、法的にも定義されるようになった。保護法制とその背景にあった市民的家族観は、産業化の副産物として「家族の崩壊」に目を向け、女性労働を規制することによって家庭内外の性別分業を支えることに寄与した。また、国家は公企業の雇用主としても、この性別職務分離を固定化ないし変化させる上で、看過することのできない役割を果たしている。

- ① Milkman, Ruth, *Gender at Work: the Dynamics of Job Segregation by Sex during World War II*, Urbana 1987; Walby, Sylvia, *Gender Segregation at Work*, Milton Keynes: New York 1988. 木本喜美子「女の仕事と男の仕事——性別職務分離のメカニズム」鎌田と子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 第一四巻 ジェンダー』東京大学出版会一九九九年所収、「女性労働研究の到達点と課題」木本喜美子編『女性と労働世界』ネルヴァ書房二〇〇〇年。
- ② Pleck, Joseph H., *American Fathering in Historical Perspective*, in: Michael Kimmel (ed.), *Changing Men. New Directions in Research on Men and Masculinity*, Newbury Park, Calif. 1987, pp. 83-97; Trepp, Anne-Charlott, *Sanfte Männlichkeit und selbständige Weiblichkeit. Frauen und Männer im Hamburger Bürgertum zwischen 1770 und 1840*, Göttingen 1996; Trepp, Anne-Charlott, *Männerwelten privat: Vaterschaft im späten 18. und beginnenden 19. Jahrhundert*, in: Thomas Kühne (Hrsg.), *Männergeschichte - Geschlechtergeschichte*.
- ③ 男女間の分業の実態は、ヨーロッパの地域間でも相異なっていた。Wikander, Ulla, *Von der Magd zur Angestellten: Macht, Geschlecht und Arbeitssteigerung 1789-1950*, Frankfurt a. M. 1998, S. 26-28.
- ④ Honyman, Katrina/Goodman, Jordan, *Women's Work, Gender Conflict, and Labour Markets in Europe, 1500-1900*, in: *Economic History Review* 44: 4, pp. 608-628.
- ⑤ Landes, Joan B., *Women and the Public Sphere in the Age of the French Revolution*, Ithaca 1988.
- ⑥ Gray, Marion W., *Productive Men, Reproductive Women: the Agrarian Household and the Emergence of Separate Spheres during*

the German Enlightenment, New York 2000.

- ⑦ 「リスベクトル」とは、市民社会の価値基準を示し、市民として「尊敬に値する」「立派な」人々を指す。Mosse, George L., *Nationalism and Sexuality: Middle-class Morality and Sexual Norms in Modern Europe*, Madison, Wis. 1985（＝一九九六年、佐藤卓己・佐藤八寿子訳『ナショナリズムとセクシュアリティ——市民道徳とナチズム』柏書房）; Thompson, F. M. L., *The Rise of Respectable Society: A Social History of Victorian Britain*, Cambridge, Mass. 1988. 「リスベクトル」の概念史については、Evans, Mary, *Making Respectable Women: Changing Moralities*, *Changing Times*, London 2020.

- ⑧ Schmitt, Sabine, *Der Arbeiterinnenschutz im deutschen Kaiserreich : zur Konstruktion der schutzbedürftigen Arbeiterin*, Stuttgart 1995; Wikander, Ulla/Kessler-Harris, Alice /Lewis, Jane

第二章 ドイツ帝国郵便と性別職務分離

この一つの事例として、通信事業を担うドイツ帝国郵便（以下、帝国郵便）を取り上げる。女性に門戸を開いた先駆的な職場として公企業が肯定的に取り上げられることが多いが、性別職務分離を促し、固定化ないし変化させたメカニズムや、民間企業にモデルを提供した側面について言及されることは稀である。^① 帝国郵便では初期にこそ少数の女性が例外的に男性と同水準の賃金で官吏として採用されるが、その後、帝国郵便は女性市民層の「有用性」——高い教育を受け、高い文化資本を有しているが、男性よりも低賃金で雇用できる——を積極的に活用する道を進んだ。^② 帝国郵便は女性に就労の可能性を開いたと同時に、男女別の職業「適性」(Eignung)を明確にし、それに応じた人事・労務政策を通じて、仕事の内容が異なるがゆえに、相互に比較が不可能で、賃金体系も昇進経路(Laufbahn)も異なる性別職務分離モデルを形成した。

(ed.), *Protecting women: labor legislation in Europe, the United States, and Australia, 1880-1920*, Chicago 1995; Matzner-Vogel, Nicol, *Zwischen Produktion und Reproduktion: Die Diskussion über Mutterschaft und Mutterschutz im späten Kaiserreich und der Weimarer Republik (1905-1929)*, Frankfurt a. M. 2006.

- ⑨ Hausen, Karin, *Frauen suchen ihre Geschichte : historische Studien zum 19. und 20. Jahrhundert*, München 1987; Hausen, Karin (Hrsg.) *Geschlechterhierarchie und Arbeitsteilung : zur Geschichte ungleicher Erwerbschancen von Männern und Frauen*, Göttingen 1993.

- ⑩ Wierling, Dorothee, *Mädchen für alles : Arbeitsalltag und Lebensgeschichte städtischer Dienstmädchen um die Jahrhundertwende*, Berlin 1987; Schmitt 1995; Wikander 1995.

ヨーロッパの多くの国において、女性が初めて官吏として働くようになったのは通信事業であったことが知られている。そこには国境を越えた共通性として確認できる点もある。最初は郵便局長の妻や娘が必要に応じてその仕事に関わったことである。これは、家族の指揮系統が活用できるほか、家族なので仕事の勝手を多少とも知っているなど、利便性の高さによるものだったといえよう。その一例として貴族の娘マルタ・ゾフィー・アントニー・フォン・ゲルマーがいる。彼女是一九世紀の半ば、父親の管理するザクセン王国のツヴェンカウの郵便代理局で、事務仕事や窓口業務に携わっていた。一八六五年には正式に年俸四〇〇ターレルの補助主として任命された。しかしその翌年にザクセン王国がプロイセン王国の支配下となった際、彼女はこの代理局を明け渡さねばならなかった。バーデン大公国では一八五九年より女性が電信補助手として雇用され、電話交換手の女性も存在したが、彼女たちもまたマルタと同じ運命をたどることになった。

一八六〇年頃には電信がヨーロッパ全土で普及したが、そこで問題となったのが男性と女性のどちらが電信の操作に適しているかということだった。電信が誕生した当初には多くのヨーロッパの国々、そして日本でも、電信は軍用技術として使われていたものの、民生技術としては男女がともに操作していた。プロイセン王国では例外的に、当初女性は電信技手として採用されず、ドイツ帝国の成立後、一八八〇―一九〇〇年の間に女性の新規採用は中止された。その代わり採用されたのが退役軍人である。これは、退役軍人に対するプロイセン王国特有の後見的福祉政策に由来している。ヘッセン、ヴュルテンベルク、バーデンなどの諸邦においては、新規採用こそ中止されたが、女性たちは引き続き勤務していた。

ドイツ帝国においても電話が電信に代わって身近なコミュニケーション手段として普及しはじめると、電信技手には男性が、電話交換手には女性が多数を占めるようになった。一八九七年には電話交換手の約二一％を占めていた男性の割合は、一九〇八年には約一二％に減少するのに対して、同じ時期に電信技手に占める男性の割合は、約九八％から約八七％に減少し、自動化された電信を扱う女性も増えてはいるものの、依然として九割近くは男性であることに変わりはない。^⑤帝国郵便が人事政策を転換させたことで、性別職務分離が確認されるようになる。帝国郵便は電話が普及する過程で重い

腰を上げ、ようやく女性を本格的に採用することになったのである。従来はその理由として、女性に対する「初代郵便長官ハインリヒ・フォン・シュテファン個人の偏見」が引き合いに出されてきたが、この人事政策の決定に影響を与えた省庁やそのトップのみならず、帝国議会やメディアでの議論、外国からの見聞、二〇世紀に始まる女性官吏の組織化や男性官吏の反応なども見逃すことはできない。例えば諸外国での経験を参照すれば、女性たちは同じ職種の男性に比べ低賃金であったにもかかわらず、高い教育を受けていることが少なくなかった。また、仕事の迅速さ・正確さが求められる特性から、電話交換業務は若い女性に適した仕事とされ、一般的にはターンオーバー（人員の入れ替わり）が早かったが、その背景として男女で異なる昇進経路の存在も指摘できる。女性是一定の勤続年数を経て正規の官吏として任用される者もいれば、日給制の定員外での任用、臨時職員としての任用など、男性とは異なる条件で雇用される者もいた。女性は大抵正規の官吏になったとしても、独身義務条項が課され、結婚退職が義務付けられており、昇進機会も限られていた。

その後、官庁や民間企業でも女性の事務職員が徐々に採用されるようになったが、ここでは、女性は一時的に雇用される安価な労働力であるという通信事業の処遇が踏襲された。事務職ではまず初等教育を受けて読み書き能力のある、実家に暮らす女性が採用された。実家で生活していることは独身であり、家賃や食費を自分で工面する必要はないので、高い賃金を支払う必要がないという「共通」認識が生まれる。^⑦ 家族を養う家父長たるべき男性と、そうではないと見なされた女性は異なる処遇を受けて当然だとされたのである。この状況を改善する機会は、ほとんどなかったにもかかわらず、民間企業に選択肢が広がるまでは、威信が高く、結婚市場としても魅力的な公企業は、女性に人気が高かったという。^⑧ はいえ、こうした慣行に対する批判がないわけではなかった。社会改良主義者のアリス・ザロモンは、女性には個人としての賃金が、男性には家父長として家族賃金が支払われると、社会学者のマックス・ヴェーバーは「男性であることによるボーナス」^⑨と批判している。^⑩ しかしながら、当時はまだ市民層の女性に門戸を開く、「リスペクタブル」な職業の種類は限られており、低賃金や独身義務条項の問題性について、当事者が声を上げ、改革するまでには時間を要した。

次に論じるように、ここで興味深いのは、電話技術の改良と性別職務分離が進展するのと同時に、電話と電信という元々は男性や女性という性別を持たない、いわば中性の技術に、ジェンダー化されたイメージが付与されるようになり、このイメージが技術を操作する人間の性別を規定するという循環が生まれていた点である。

- ① Scheffelt, Elke, *Egalitäre Beschäftigungspolitik im öffentlichen Dienst? Eine vergleichende Analyse der Beschäftigungssituation von Frauen in Deutschland und den Niederlanden*, Frankfurt a. M. 2009.
- ② 石井香江『電話交換手はなぜ「女の仕事」になったのか——技術とジェンダーの日独比較社会史』ミネルヴァ書房、二〇一八年。この問題について拙著では主に帝政期・ヴァイマル共和国期のドイツとほぼ同時代の日本の通信事業を事例にして比較検討した。本稿は論点を整理し、ドイツの事例に絞って、本書では意図的に触れていないナチス期にも目を向けながら、あらためて概要をまとめたが、事例については重複するところが大きいことをあらかじめお断りしなければならぬ。
- ③ *Neue Bahnen* XXI, Nr. 13, 1886, S. 97-100.
- ④ 上山安敏『ドイツ官僚制成立論——主としてプロイセン絶対制国家を中心として』有斐閣、一九六四年、一三八頁。
- ⑤ *Deutsche Reichs-Post- und Telegraphen-Verwaltung, Statistik der Deutschen Reichs-Post- und Telegraphen-Verwaltung*, Berlin 1897-1908.
- ⑥ *Illustrierte Konversationslexikon der Frau*, Bd. 2, Berlin 1900, S. 338; Lederer, Herbert, Das "Frollein vom Amt"-kleine Skizzen zu einem großen Thematik: *Archiv für deutsche Postgeschichte*, V/1977.
- ⑦ Nienhaus, Ursula, *Vater Staat und seine Gefühnen : die Politik mit der Frauenarbeit bei der deutschen Post (1864-1945)*, Frankfurt a. M. 1995.
- ⑧ Wikander 1998, S. 122-125.
- ⑨ Weber, Max, Zur Psycho-Physik der industriellen Arbeit, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 28 (1909), S. 268, 722.
- ⑩ Salomon, Alice, *Die Ursachen der ungleichen Entlohnung von Männer- und Frauenarbeit*, Leipzig 1906.

第三章 男性化する電信

プロイセン王国の北ドイツ連邦郵便には、郵便取扱人と高等官吏の二つの昇進経路と、長期勤続した下士官や傷痍軍人の文民官吏候補軍人に用意された特別の昇進経路が存在した。^②郵便取扱人は一七〜二五歳の男性で、二〇〇ターレルの保証金を支払うことが可能で、実科学校、ギムナジウムの第六、七学年や高等小学校を修了していることが条件だった。高等官吏の条件は一七〜二五歳の男性であり、三〇〇ターレルの保証金を支払うことが可能で、高校卒業資格試験に合格し

ているか実科学校を修了していることだった。他方、文民官吏候補軍人は簡易な試験で採用され、文官の郵便取扱人と異なり書記官試験の受験資格があった。文民官吏候補軍人は優遇され、郵便取扱人や高等官吏のような高い教育程度を要求されなかった。これは先に述べたように、退役軍人に対するプロイセン王国特有の後見的福祉政策に由来している。一八六八年の「ドイツ電信の業務員候補者の採用、任用、昇進に関する規定」によれば、軍人以外で電信業務に配置される者は、「連邦幹部会から電信業務の能力があるという証明書を与えられた人々」だった。ただし彼らには見習期間中の俸給が与えられなかった^③。これらの規定が、後の帝国郵便の昇進経路規定のベースともなっている。

帝国郵便における文民官吏候補軍人の優遇は、電信機の種類の選定にまで及んでいた。通信事業の実態を学ぶために渡独し、その帰国後に通信書記官となり、一九一〇年五月二〇日から一九一八年九月六日まで通信協会の執行部理事も務めた影山銃三郎によれば、「仏伊はボドー、英米はモールス、サウンド」が、ドイツ帝国では「モールス、音響機、ヒューズ、ハレーボドー、ホイートストン、フェルンドルッカー」が使用されていた。なかでもドイツ帝国においては、長い軍隊勤めにより筆記が遅く、拙い文民官吏候補軍人のために、モールス信号ではなく文字が直接表れるヒューズが多用されていたという。イギリスの音楽家ヒューズが発明したこの電信機の外観は、「如何にもピアノやオルガン（オルガン）扨から考え出した様な格好のもの」で、操作の手順は「着信の方では切つて送達紙に貼り付けて直に配達に付」し、電信技手が内容を書き取つて控を取る必要はなかった。ヒューズのはかに多用されていたフェルンドルッカーも、「タイプライターの如き機械で、Aを押せば先方にAが現はれBを押せばBが表はる」という簡単な仕組で、操作習得に一週間を要しなかったという^④。

影山がドイツに滞在していた同じ時期に、通信部内で女性がどの職域に勤務していたかを示す資料がある。この資料によれば、一九一〇年に一万九三四九人の女性が通信部内に勤務していたが、その八一％に当たる一万五六七三人の女性が電話交換業務を担当していた。それに対して郵便業務に従事する女性は二五二四人（二三％）、電信業務を担当する女性は

一二五二人（六％）であつた。^⑤ 電話交換業務と電信業務における性別職務分離、つまり、電話の女性化と電信の男性化というジェンダー化がここにも明らかに見てとれる。

電信は元々軍用技術で軍隊との結びつきが強かつた。歴史家のウルズラ・ニンハウスによれば、電信の送信・受信時の男性同士の協力は、「男性同盟的な軍隊におけるハビトゥス」とも親和的だつた。^⑥ 「ハビトゥス」とは、特定の社会的状況のなかから生れる行動、認識、思考の枠組みである。^⑦ つまり「男性同盟的な軍隊のハビトゥス」とは、男性だけから成りたつ軍隊というホモソーシャルな^⑧ 集団のなかで培われ、ついには身体化される社会的差異ないし社会的能力である。長距離の電信の送信には、コスト節約のために短距離の送信をくりかえし、最終的に目的地に送信するリレーといった電信技手間の協働作業を要した。その際に求められるのは、重要なメッセージを迅速・正確に相手に伝える「卓越した」能力であり、この協働作業は、男性同士の慎重で冷静な協力なしには不可能であると考えられていたのである。^⑨

一九世紀末の電信技手の服務規律には、電信業務の目的や優れた電信技手の諸特徴について記されている。そこには、電信業務とは決して機械的に真似ができるような簡単な仕事ではなく、どんなに困難な状況下でも迅速に通信できなければならぬ、細心の注意を要する仕事であると記されている。また、服務規律の最初には明確に、「優れた電信技手とは公正な判断をする男性」と記されている。さらに「彼は勤務中に起きること、影響することのすべてに細心の注意を払い、静かにそして慎重に仕事を遂行しなければならない」し、「冷静さ」と勤務外の行動も立派であることと記されている。^⑩ 電信技手が迅速・正確に通信するために必要とされる「慎重さ」「冷静さ」「公正さ」という性質は、明確に男性の特性として捉えられている。こうしたジェンダー化された認識は、電信技手の性別を決定する局面にも影響していたといえる。

① Niehaus 1995, S. 36f.

Bd. 19, 1986, S. 197-212.

② Stille, T'hor. Die Militärwärter als Personalproblem der zivilen Staatsverwaltung im wilhelminischen Preußen, in: *Die Verwaltung*.

③ *Reglements über die Annahme, Anstellung und Beförderung der Aspiranten für den Dienst in der Kaiserlichen Deutschen*

Telegraphie, Berlin 1869, S. 1.

- ④ 影山鏡三郎「独逸帝国に於ける通信事業に就て」『通信協会雑誌』（一九一〇年八月一日）、二六―三四頁。

- ⑤ Niehaus 1995, S. 343.

- ⑥ Niehaus 1995, S. 317. ドイツにおける男性同盟の背景や意味に「*5 1/2* Volger, Gisela/Welck, Karin v. (Hrsg.) *Männerbünde, Männerbünde: zur Rolle des Mannes im Kulturvergleich*, Köln 1990, Sombart, Nicolaus, *Die deutschen Männer und ihre Feinde Carl Schmitt. Ein deutsches Schicksal zwischen Männerbund und Matriarchatsmythos*, München 1991: Theweleit, Klaus, *Männerkörper: zur Psychoanalyse des weissen Terrors*, München 1995: Kühne, Thomas (Hrsg.) *Männergeschichte-Geschlechtergeschichte*, Frankfurt a. M. 1996: Frevert, Ute, *Die kasernierte Nation: Militärdienst und Zivilgesellschaft in Deutschland*, München 2001.

- ⑦ Bourdieu, Pierre, *Entwurf einer Theorie der Praxis auf der ethnologischen Grundlage der kabylischen Gesellschaft*, Frankfurt a. M. 1979, S. 169（＝一九九一年「石崎晴己訳『構造と実践』藤原書店」）。

第四章 女性化する電話

他方で通信の技術革新が進展する。ドイツの発明家・物理学者のフィリップ・ライスは考案し、ベルが特許を取得して全世界に普及した電話に、ドイツのジーマンス社が技術上の改良を加えたことで、半径七五km以内での通話が可能となった。さらに一八八二年には近隣地域との、一八八三年以降には地域間の電話ネットワークが整備され、一八八六年以降

- ⑧ Sedgwick, Eve Kosofsky, *Between Men: English Literature and Male Homosexual Desire*, New York 1985（＝二〇〇一年「上原早苗・亀澤美由紀訳『男同士の絆——イギリス文学とホモソーシャルな欲望』名古屋大学出版会』英文学者イヴ・K・セジウィックは、一八

世紀中葉から一九世紀中葉の、シェイクスピアからディケンズに至る文学の代表的なテキストの分析を通して、近代における男性同士の「ホモソーシャル」な絆（＝ヨーロッパ異性愛文化）と、その背後にある「ホモフォビア（同性愛嫌悪）」・「ヘンズニー（女性嫌）」に注目する。セジウィックによれば「ホモソーシャル」とは、男性同士が結束する男性優位の社会を維持するために、女性や（女性的な）男性同性愛者を嫌悪・差別する事で形成・強化される異性愛男性同士の関係性のことを指している。

- ⑨ Sühre, Hans, *75 Jahre Fernsprecher in Paderborn: 1892 bis 1967*, Minden 1967, S. 8-9.

- ⑩ Instruktion "Kenntniß und Behandlung des Apparats." Einleitung und allgemeine Regeln, in: Renesse, A. v., *Der Militair-Telegraphist: Ein Hülfsbuch für den theoretischen Unterricht zur Ausbildung in der Feld- und Festungs-Telegraphie*, Berlin 1888.

にはベルリン、ハレ、シュテティーン、ハノーファーの間、一八八七年にはベルリン―ハンブルク間での電話が開通した。創業期の電話局には、壁に単式交換機が設置されており、その間に電話機が取り付けられていた。交換手は受話器を取り、加入者が通話希望する相手の番号を聞き取り、接続することになっていた。一八八九年以前、この単式交換機の前に立つて交換業務に携わっていたのは、おもに若年男性や退役軍人だった^①。互いに離れた単式交換機同士を接続しなければならぬ場合、仕事は見通しのきかない複雑なものとなった。加入線の増加、複数の電話局間での中継、通話数の増加で、交換手を呼ぶ大きな音、交換手が辺りを駆け回る音、慌てて起こすミスなどが問題となっていた。このために電話回線は単式交換機のなかに取り付けられ、接続線は単式交換機、加入者のジャックにつながれた。呼び出された電話加入者につながる単式交換機を担当する交換手は、当初は大声で、後にはメモによって、相手の番号を伝えることになっていた。そして交換手は呼び出された加入者の電話回線と交換機の下にある接続ジャックに接続した。ハンブルクの電話交換局の記録によれば、加入者が呼び出している番号を同じ部屋やほかの部屋の電話交換手に伝えるときには拡声器を使わねばならず、かなり騒々しかったことが分かる。つまり当時は、後年強調される声の高さよりも、遠くまで届く声の大きさが重要視されていたし、繁忙時には忙しく動き回る仕事であった。しかし、女性が交換業務に携わるようになると、仕事の合間に座る椅子が交換台の前に置かれるようになり、身体に重い負担をかけないので、女性に適した仕事として宣伝されたのだったが、仕事のピーク時は忙しくて座ることなどできないというのが現実であった。一九世紀末におけるベルリンの電話局のこうした慌ただしい様子を、民衆の日常を描いたドイツの画家ヴェルナー・ツエーメ（一八五九―一九二四）が描いている。交換台の前に椅子こそ置かれてはいるものの、男性も女性も立ったまませわしく働かねばならない繁忙時の状況が伝わってくる。中央に立つ男性の電話交換手が女性の電話交換手に左右を囲まれている様子から、この時期、電話交換手がまだ「男の仕事」でも「女の仕事」でもあったものの、徐々に女性化していくという過渡期にあることが分かる^③。

しかし一八八七年には従来使用されていた単式交換機が、一八八一年にアメリカ合衆国で特許を取得した複式交換機に

切り替わった。一八八七年七月から一八九一年の間に先ずはベルリン、その後ドイツ帝国全土の大きな局が、この新しい交換機を導入するようになった。^④これによって交換作業は一元化され、一人の椅子に座った人間が騒音を出さずに作業できるようになった。電話交換手の女性の数を増やすと一八八九年にハインリヒ・フォン・シュテファンが発表した際に、ベルリンの六つの交換局は、約五〇〇〇人の加入者と一〇〇の電話回線を有していた。^⑤シュテファン自身も、複式交換機の前に座って行う仕事は「負担が少なく容易なので、女性の身体に適した仕事である」と強調している。^⑥しかし実際には、電話交換手の負担は思ったほど軽くはならなかったことは既に述べた。一八九八年まで、電話交換手は週七日、計四九時間労働していた。二〇世紀に入って労働時間は短縮され、第一次世界大戦前までは平均して週四二〜四八時間労働となった。労働時間は通常の一・五倍で計算され、収入は増えたものの、二週に一度は夜勤を担当しなければならなかった。

この技術革新で交換業務の労働過程は変化し、ヘッドフォンを口の前に付け、胸を圧迫するマイクロフォン、二つのプラグを装着した電話交換手が、配電盤についた呼び出しジャック、送話口、転換レバー、電話回線を前にして一人で作業できるようになった。電話交換手が数字を識別しやすいように、配電盤にある一番目、五番目、五一番目、一〇〇番目のハンドルには数が記されるなど工夫もされた。この結果、仕事の効率化が進み、手元を見ずに迅速に操作する手法も導入され、これを習得する訓練もなされたが、現場で要求される迅速さと正確さを身に付けるのには、長い経験も必要であった。

交換作業は一回の通話につき八つの手順が必要だった。先ず加入者が交換台に電話してくるが、このとき、交換手は加入者の確認ジャックにプラグを差込み、送話口を立ち上げた。今度はジャック転換機を切り替え、マイクロフォンのスイッチを入れて、「こちら電話局です」と応答する。次に加入者が希望する相手の番号を伝えるので、交換手はその番号を繰り返す。そして二番目のプラグについた鉄の先端で、ジャック板にある希望の番号に触れる。電話回線が塞がっているときには、加入者に待つように頼む。電話回線が空いていれば、プラグをジャックに差し込む。それから、相手が電話に

出るのを待つが、いつまでも出なければ、加入者にそのことを告げる。相手が応答したのならば、転換ジャックを元の位置に戻し、電話回線を接続する。会話が終わると、加入者が終わりであることを表示するために、もう一度電話ボタンを操作し、終了ジャックを落とし、二つのプラグを電話回線から引き抜き、終了ジャックを再び立ち上げる。また、通話終了の表示を忘れる加入者が多かったので、少し経ったら電話回線がまだ塞がっているかどうかを、試験プラグを用いて確認しなければならなかった。^⑦ 市外電話局の交換作業は市内電話局のそれよりも複雑であった。受信するか、発信するか、仲介するかで、交換業務の内容は異なっていたからである。交換業務は静かで単純な作業であるという一般の認識とは異なり、とくに集中力を要する、せわしない仕事であったといえよう。^⑧

一八八六年秋から一八八八年末の短い好況期に、幾つかの大都市で実験的に女性の電話交換手が任用されることとなった。ケーニヒスベルク上級郵便監督局は一八八七年八月二三日と九月一日に、ベルリンのドイツ帝国郵便局に経過を伝えている。既存の女性電信技手を電話交換業務に配置したところ、これまで男性の電話交換手の声に慣れていた加入者には違和感を与えたようだが、間もなく女性の電話交換手の声に慣れたという。翌年三月一七日には、「男性よりも聞き取り易い声」の四人の女性について報告している。その一方で、一八八七年八月にシュテティーン上級郵便監督局は、女性は健康上の理由で業務に堪えず、電話加入者から口頭と書面で苦情を受けたことを伝えた。同年四月にはカールスルーエ上級郵便監督局が、市外通話での良好な結果を報告したのに対し、マンハイム上級郵便監督局は慌しい業務を処理できなかったと報じた。ただし、実際にこの業務を担当していた女性官吏達は、交換業務に適した体格ではなかったことに加え、三〇〜四〇歳と当時の水準からすれば高齢であったという。^⑨

シュテファンは一八八九年九月二六日に帝国上級郵便監督局に書簡を送り、このなかで人事政策の転換を示唆した。ベルリンでは同年五月の時点で、四四二人の男性官吏が電話交換局に勤務していた。官吏の数が不足していたので局員補助手が日給制で雇用されていたが、電話加入者と言葉を交わす交換業務には、「下級官吏にはないような教養が必要」だっ

た。電話は当時まだ非常に高価で、誰もが所有できるような技術ではなかったので、電話加入者の多くは上流の市民層など高い社会層の出身であった。言葉遣いをはじめ対応の仕方など、それ相応の教養が欠かせなかった所以である。男性の下級官吏に比べ、官吏法の適用されない見習いの女性の電話交換手は安価だけでなく、市民層という出自ゆえに、市民間のコミュニケーションのあり方を熟知していた。それに対して市民層の男性中級官吏は、低賃金で勤務先が頻繁に変わる不安定な職業には魅力を感じていなかった。^⑩女性の電話交換手が受け取った日給は一八八七年に二マルク二五ペニヒ、一九〇九年には二マルク七五ペニヒで、百貨店の女性職員の賃金を上回り、女性教師のそれを少し下回る水準であった。^⑪

- ① *Archiv für Post und Telegraphie* 1881, S. 40; *Elektrotechnische Zeitung* 1883, S. 328; Godt, Birgitra, Die Entwicklung der Handvermittlung, in: Helmut Gold (Hrsg), *Frdalein vom Amt*, München 1993, S. 68-85.
- ② *Geschichte des Fernsprechts 1 in Hamburg 1887 bis 1929*, Hamburg 1927 (Publikation des Fernsprechts, ohne Herausgeberangabe), S. 6, 9; *Elektrotechnische Zeitschrift* 1894, S. 173.
- ③ ③の絵は石井（二〇一八）の表紙に使用している。ちなみに裏表紙には一八六三年の電信局の様子と、そこでモールス電信を操作する男性官吏の姿が描かれている。
- ④ バイエレンに複式交換機が導入されたのは一八九五年以降で、一般化したのは一九〇〇年以降で、遅かった。
- ⑤ *Elektrotechnische Zeitschrift* 1895, S. 157; *Elektrotechnische Zeitung* 1894, S. 173.
- ⑥ 後にバイエルン郵便・電信中央局の同じような主張について。^⑥
- ⑦ *Elektrotechnische Zeitung* 1895, S. 217; *Archiv für Post und Telegraphie* 1897, 124f; Relstab, Ludwog, *Das Fernsprechesen*, Leipzig 1902, S. 89-91; *Dienstweisung für Fernsprechehilfen in Berlin*, Berlin 1897, S. 10ff; BArch, R4701/15761, fol. 112ff.
- ⑧ Brick, Helmut, *Die Telegraphen- und Fernsprechtechnik in ihrer Entwicklung*, Leipzig 1908.
- ⑨ BArch, R4701/15760, fol. 3-43.
- ⑩ *Der Fernsprecher*, Jg. 7, 1911, Nr. 7, S. 127-128; Wagner, Oskar, *Die Frau im Dienste der Reichs-Post und Telegraphenverwaltung unter besonderer Berücksichtigung Bayerns, Württembergs und des Auslands*, Leipzig und Berlin 1913, S. 11; Braun, Franz, *Die Frau im Staatsdienst: dargestellt an den Verhältnissen beider Reichs-Post und Telegraphenverwaltung*, Berlin 1912, S. 9-12.
- ⑪ Leclerc 1977, S. 143; Nienhaus 1995, S. 323.

第五章 ジェンダー化される「適性」

特定の職業に対する「適性」と、男女の「特性」は不可分であった。男女の「特性」を定める考え方の雛形を作り出したのは、従来の市民的な価値観と社会ダーウィン主義であった。「科学」の装いゆえに影響力を持った特性論は、女性の中にも支持者を見出した。「母性」や女性の「特性」を生かした職域の創出は、女性の社会参画を後押しすることにもなりえたからである。ハーバート・スペンサーはチャールズ・ダーウィンの思想を社会にも適用し、社会ダーウィン主義に影響を与えたことで知られる。スペンサーによれば、人間の持つ身体的エネルギーは限られ、女性が知的作業に向けることのできるエネルギーは少なかった。社会ダーウィン主義は、階級や「人種」の違いは所与であり、また、文明化の過程で男女の違いは拡大するとした。文明化されていない労働者階級の女性やアフリカやインドなど植民地の女性は、男性同様に肉体労働をこなせるが、文明化した市民層の白人女性は脆弱である代わりに子どもを育む「母性」が備わっているという考え方である^①。これは、一八世紀末―一九世紀前半のヨーロッパ社会で支配的であったルソー流の女性観とも共通するが、妊娠や授乳など女性の身体的機能を根拠に「母性」が自然だとされた。対して電話交換手たちは、女性の家庭外就労とは矛盾する「母性」ではなく、そのほかの「特性」に社会の目を向けさせたのだった。

通信事業内で男女を分け隔て、女性の適性を際立たせる論拠として「声の高さ」に注目されるようになったのは一九世紀末からである。郵便・電信局に勤務する女性に関する研究書を刊行した上級郵便試験補オスカー・ヴァーグナーは、この問題についてその著書でも触れている。本書でヴァーグナーは、帝国郵便が電話交換業務に女性を配置する理由を示す数々の証言を紹介している。例えば一八九四年には通信省次官のフィッシャーが、代議士ペーベルの質問に次のように答えている。三年間電話交換業務に試用した若年女性たちは、「高い声は音波としても聞き取りやすく、電話から女性の声が聞こえれば加入者も心地よいので大成功だった。女性の試用は非常に好意的な結果をおさめた」という。また、シユテ

ファンの後任ヴィクトール・フォン・ポドビルスキーも一八九八年の帝国議会の予算委員会で、「商業関係の電話業務に女性を採用するのは良い。女性は明確で聞き取りやすい声を持っている」と述べている。彼は同年の帝国議会でも、「女性が電話交換業務に適しているのは声が男性よりも三オクターブ高いために、聞き取りやすいからだ」とくりかえしている。一九〇一年には後に通信省次官となるラインホルト・クレトケも、ポドビルスキーの意見を支持する発言を行っている。一九〇三年にもポドビルスキーは、女性には電話交換業務の適性があると発言している。一九〇五年にベックラー議員が女性の雇用に反対した際にも、ポドビルスキーは、「私達が女性を雇用するのは、電話交換業務には男性よりも女性の方が適していることを経験済みだからです。女性は静かで、容易には激しません（この発言に対して会場からの野次）。——確かに女性のなかには静かではなく、小生意気な者もおります。ですから私が電話局を訪問する際には、気をつけるように注意します。しかし大体において女性は電話交換業務に適しているといえます。それは、女性の声が高からです」と一貫した姿勢を崩さなかった。

女性を電話交換手として採用することに対し、健康上の理由で反対する意見がなかったわけではない。通信省次官クレトケも一九〇四年の帝国議会で、「女性は駅での業務や夜勤には向いていない。……しかし声が高いこと、意見のくい違いがあつた場合でも落ちついて対応できる点で、電話交換業務に適していることが判明した。しかし、女性は長時間勤務に堪えられないので、一日の勤務時間を数回に分ける必要性が生まれた」と回答している。同年の帝国議会で通信省次官シドゥは、「女性は高い声ゆえに電話交換業務に適しているかもしれないが、強い電流に対しては男性よりも抵抗力がない。とくにヒステリーや神経衰弱の傾向を持つ女性であればなおさらである」と述べているが、同時に、女性を採用してから、加入者からの電話交換業務に関する苦情が減少したことも記録されていた。^②そもそも、女性を採用してなぜ苦情が減ったのか、それは声の高さゆえなのか、あるいは苦情処理の手腕によるものだったのかは、この資料からは明らかでない。

当の女性の電話交換手たちも、声質を女性の長所として引き合いに出していた。例えば、郵便・電信事業に携わる女性官吏が購読していた『帝国鷲紋章の下で』（一九〇八年二月二日）には、次のような女性官吏の意見が紹介されている。

「女性の声は無理をしなくても男性の声よりも聞きやすい。女性は話すのに男性の四分の一の力で済むのである。だから女性は疲れも知らず男性より四倍もたくさん喋ることができる。女性はこの特性を生かして電話交換手のほかに、教師、俳優業、朗読者、弁士になる技術的な前提条件を有している」。電話交換手の仕事には声が不可欠であって、外面的な美しさは問われない。「若い女性が応募する際に写真を要求するのを、老年のあるいは生まれつき外見的な美しさに恵まれていないご婦人たちは不公平なことと感じている。……この仕事に必要なのは可愛い顔ではなくて、ある特定の知識と勤勉さなのである^③」。女性特有の声質とそれに起因する喋りの能力という観点は、女性の職域を拡大するために有効であるし、顔が見えない電話交換業務では、外面ではない特性、「知識と勤勉さ」の方が重要であると主張する上で効果的であった。

ベルリン州立文書館には、電話交換手の仕事ぶりに対して加入者からベルリン上級郵便監督局に寄せられた感謝状が残っている。この資料を検討すると、基本的に加入者は電話交換手が迅速・正確に接続することを最も評価していたことが多くの事例からも窺える。工場・企業・報道機関は、迅速・正確なやり取りを必要とする業種であり、電話交換手の腕の良し悪しに敏感であった。このため電話交換手の腕が良ければ感謝状を贈るケースもあった^④。例えば電話を使用するタイプの電信業務においても、「電信局のご婦人の電報の文章の非常に正確さが目に付いた。……また発音の明快さと分かりやすさと並んで、誤解しやすい言葉のつづりを正確に伝えてくれたのは印象深かった^⑤」とあるように、電話越しで発音が聞き取りにくければ、綴りを復唱することも多々あったわけだが、さらに熟練した電話交換手になると、発音が聞き取りづらい言葉について経験的に熟知しており、より注意して綴りを復唱することもあった。短い時間で機転を利かし、細かい配慮ができ、要領を得た電話交換手の熟達した仕事ぶりに、感謝するだけでなく、感動を覚える加入者も存在した^⑦。

次に「感情労働」^⑧という観点も重要である。社会学者のA・R・ホックシールドによれば、夫との生活時間の格差をめぐる葛藤で生まれる怒りの感情を抑え込み、夫婦関係の帳尻を合わせる妻に加えて、客室乗務員、遊園地やデパートの従業員、昔は電話交換手、今ではコールセンターのテレフォンオペレーターなど、サービス産業の最前線で働く者の多くが「感情労働」の担い手である。直接的あるいは間接的に顧客と接触するサービス業の従業者は、横柄な態度の客に対する怒りの感情を抑え、それに冷静に対処すること、つまり否定的な感情を抑え込み、コントロールすることを期待されている。

創生期の電話交換手も、加入者から不快なことを言われたり、電話越しで大きな声で怒鳴られたりしたとしても、怒りの感情をコントロールし、明瞭で高い声のままで丁寧に応答しなければならなかった。電話交換業務も担った女性電信補助手の服務規律には次のような一節がある。「女性電話交換手は……いかなる状況にあるうとも、丁寧ではない、感情を害するような受け答えを控えなければならないし、加入者の誤解を招き、好ましくない結果を引き起こすような、余計な言葉を口にすることは、絶対に控えなければならない。女性電話交換手が加入者に侮辱されたのなら、静かに、感情を抑えて、問題を解決してもらうために、責任者である監督官吏に経過を伝えなければならない」^⑨。例えばある女性電話交換手の事例では、彼女が誤った相手に電話を繋いだことに利用者が憤り、受話器越しに大きな声で苦情を言うので、この利用者を裁判所に訴えた事例もある^⑩。しかし、これは例外的な事例であり、「感情労働」の「能力」が欠けていることが明確である場合、解雇されることもあった。ドレーズデン近郊のニードーゼドリッツのある郵便局では、一九〇三年に、電話交換業務に携わる男性の補助労働者を解雇しようという動きが起こっている。この地域の「工場主や商人の電話交換手に対する要求水準は高く、ほんの些細なことで苦情を言う」状況であり、男性の補助労働者がこの地域の郵便局で勤務する限り、「上級郵便監督局は加入者からの絶え間ない苦情と控訴を処理するため、非常に面白味のない、実りの少ない負担を強いられる」「電話交換業務を満足の行く状態にするには、女性職員を雇用するしかないであろう」と記している。

仕事柄、工場主や商人は、一刻を争って取引先に迅速に接続してもらう必要があったので、これが果たせない場合、電話交換手に対する非難や電話局への苦情につながった。異動の多い若年男性が交換業務に熟練していなかったこと、勤務地域の事情に知悉していなかったことに加え、二〇世紀初頭にはまだ電話線が少ないなどの技術的理由からも遅滞が頻発した。つまり、必ずしも電話交換手の技術不足や怠慢だけが遅滞の原因ではなかったにもかかわらず、加入者が電話交換手を責め、とくに若年の男性交換手との間には言い争いが起こることもあった。これに対して丁寧で落ち着いた対応を心がけるよう服務規律でも規定されていた上に、市民層にふさわしい教養や振る舞い方を身に着けていた女性交換手は、若年男性よりも、社会階層の高い加入者とのやり取りに長けていた。経営側も社会階層の高い「紳士」と目される加入者が、若年男性に対してはともかく出自の良い市民層の女性に不適切な態度を取るはずはないだろうと期待していたはずである。声質、疲れを知らず喋ること、機転や配慮、要領を得た働き、迅速に正確に接続する技能……いずれも電話交換手の「適性」として経営側、当事者、加入者に認識されていた要素である。声質を除けば、女性であることによる本質的な能力というよりも、感情管理能力のように、男性ではなく女性であるという環境に置かれた中で育まれた能力とも考えられるが、こうした社会的文脈を削ぎ落された「適性」が、あたかも女性に固有のものであるかのように認識され、電話交換業務は女性専科の仕事となった。一九世紀末から一九一二年までにかけて、ドイツの都市にある規模の大きい電話局から、当初活躍していた男性の電話交換手は、女性には備わる「適性」を欠く存在として徐々に姿を消していった。^③

① Russett, Cynthia Eagle, *Sexual Science: the Victorian Construction of Womanhood*, Cambridge, Mass. 1989 (=一九九四年、上野直子訳『女性を捏造した男たち——ヴィクトリア時代の性差の科学』工作舎)を参照の事。

② Wagner 1913, S. 80-81.

③ Aus aller Welt, in: *Unter dem Reichsadler* 1 (12. 12. 1908).

④ Friedrich Kutsche, Berater der Organisator Charlottenburg I: Betreff: Telegrammaufnahme (5. 7. 1926), in: A. Rep. 090 Nr. 224 Haupttelegraphenamt : Sammelachen "Prak. Telegraphendienst" (1928-1942).

⑤ An Herrn Vorsteher! (12. 5. 1925), Mitteilung an den Herrn Vorsteher (28. 1. 1926), in: A. Rep. 090 Nr. 224 Haupttelegraphenamt :

Sammelsachen "Prak. Telegraphendienst" (1928-1942).

⑨ Sehr geehrter Herr Direktor! (1.5.1926) (gez.) F. Schmidt, Rektor.
in: A. Rep. 090 Nr. 224 Haupttelegraphenamt : Sammelsachen "Prak.
Telegraphendienst" (1928-1942).

⑩ Karl Ammon, Berlin-Tempelhof an das Haupttelegraphenamt
Berlin (16. 4. 1928), in: A. Rep. 090 Nr. 224 Haupttelegraphenamt :
Sammelsachen "Prak. Telegraphendienst" (1928-1942).

⑪ Hochschild, Arlie Russell, *The Second Shift : Working Parents and
the Revolution at Home*, New York 1989 (= 1990年, 田中和子
訳『ヤカン・シフト——アメリカ共働きの革命のいま』朝日新聞社);
Hochschild, Arlie Russell, *The Managed Heart : Commercialization
of Human Feeling*, Berkeley, Calif. 1983 (= 1990年, 石川准・室
伏亜希訳『管理される心——感情が商品になるとき』世界思想社);

第六章 第一次世界大戦前後の変化

初の総力戦としての第一次世界大戦が、大量の一般女性を含む民衆、外国人さえも動員する契機となったことは、これまでしばしば指摘されてきた。女性については例えば戦時扶助などの社会福祉事業で母親や女性の「適性」を生かして活躍したほか、召集された夫や父親に代わり、女性もまた稼得者の役割を担うことになった。以前から女性に馴染みの深かった職場から、まったく馴染みのない男性専科の職場に至るまで、戦時中には労働力不足を補うために多くの女性が様々な分野に動員されたのである。^⑫

一九一四年七月一日の時点で三万五六八人の女性が帝国郵便で就労していたが、戦時中には女性労働力の需要がさらに増大した。とくに電信・電話業務などの現業労働を中心とする中級業務に、「補助労働力」を導入する必要があった。^⑬このために戦前の雇用慣行や条項が見直されることになり、例えば女性官吏の独身義務条項の効力が揺らぎを見せること

Rafaeli, A. and Sutton, R., Expression of Emotion as Part of the
Work Role, in: *Academy of Management Review*, 32 (2) 1987, pp. 245-
273.

⑫ *Dienstausweisung für Fernsprechhilffinnen*, S. 18, STAMt, Vz.
Nr. 2, Sch. 587, OPD Nürnberg 1908, LAB, Pr. Br. Rep. 44, OPD
Berlin.

⑬ Nienhaus, Ursula, Fraulein Geduldig, Herr Post und Ada
Kupferdraht. Technologie und Sozialbeziehungen. Ein Kapitel
Postgeschichte, in: *Journal Geschichte* 5, 1988, S. 44-53.

⑭ K. O. P. (Dresden, den 11. Oktober 1903): Verwendung weiblicher
Personen bei einem Postamt I. Klasse, Bl. 159.

⑮ *Unter dem Reichskalier* 4 (22. 2. 1912).

になった。同年八月に帝国郵便は上級郵便監督局に、「出征兵士と結婚した女性電信技手は夫が戦争から帰るまで」就労を継続することを許可し、郵便配達業務の補助労働力としては失業者、とくに「家族を扶養している兵役義務のない男性」を雇用するという指令を下している。^⑤ また一九一四年一〇月以降、郵便為替局でも「さしつかえない限りで」女性職員が再雇用され、戦時には臨時的に雇用される補助労働力が大量に導入された。すでに存在した女性官吏と並んで、この女性の補助労働力が、野戦郵便や電信業務、占領地域での業務に導入されていた。しかし、「補助労働力」という呼称からも窺うことができるように、女性労働力の位置づけは引き続き補助的なものとどまっていた。^⑥ しかしながら、主たる稼得者が召集された家族に支給された支援金は生計の維持に不十分であり、一般世帯の女性の就労は不可欠であった。これに加えて、家族支援を受給する兵士家族の数が増えるに伴い、就労を通じた自立支援に力が入られるようになる。^⑦

例えば戦前、電信業務に携わる女性の数は非常に少なく、一八九七年にその比率は一・六%、一九〇一年に一一・五%、その後減少するが一九〇七年に一二・五%に回復したものの、電話交換手に占める女性の比率が一八九七年に七九%、その後増加し、一九〇一―〇七年には八七―八八%で推移していたのとは対照的である。^⑧ 少数の女性電信技手もつばら電話託送や印刷電信など自動化の度合いが高い電信機を用いて送受信を行っていた。これに比べて手作業の比重が高く、一定の知識と経験を要するヒューズ・モールス音響電信機を扱うのは、電信局や軍隊でモールス信号の解読や送受信の訓練を受け、経験を積んだ男性だった。しかし戦時中には、それまでほとんど男性が操作していたヒューズ・モールス音響電信機を女性も使用することになった。これらの機種を扱う女性補助手の養成が奨励されたことは、次の幾つかの事例からも窺うことができる。例えば帝国郵便は一九一四年九月八日に、帝国上級郵便監督局宛に、「需要を満たすために中級業務にもより多くの補助的な労働力を雇用する必要がある」という文書を送っている。同年一〇月二九日の文書ではより具体的に、「とくに電話交換業務で女性の補助労働力によって代替できる女性補助手、そして電信業務、とりわけヒューズ・モールス音響電信業務に携わる女性補助手の養成をできるだけ奨励する」とされている。また電話交換業務に補助労

働力が投入されたので、これまで電話交換手として長く働いてきた女性が、従来女性には不適當だとされていた電信業務、「とくにヒューズ電信・モールス音響電信機業務」に配置転換されることになった。^⑪ 加えて一九一五年二月以降には、従来は男女の活動圏を分離する市民的価値観の影響から男女を同じ空間で働かせないという配慮から、また、母性保護という観点からも制限されていた女性の夜間勤務が許可されることになった。^⑫

そして、従来は重労働であるという理由から、女性が働くことが前提とされていなかった郵便・小包の仕分けや郵便配達などを担当する下級公務員の業務にも女性が大量に導入された。例えば一九一五年二月六日にエアフルトの郵便局では、「女性補助員の振る舞いに対する苦情はまだない。業務上の過失に関しても、若年の男性労働力に対するほどの苦情はない」^⑬と報告している。エアフルトの郵便局では局員が官業の郵便・電信局よりも賃金水準の高い軍需工場や民間企業に転職する者が多くいたのに加え、それまで配達業務で補助的労働力であった年配の男性たちが召集されるに至り、深刻な労働力不足に悩まされていた。そこで、それまで男性だけが担当していた配達業務にも、女性を大量に導入することになる。^⑭ 計一二五人の補助労働力が、平均してわずか一日の内に養成され、非常に安い日給（三・五ライヒマルク）で、先ずは週六一時間勤務させられることになった。「常勤という労働形態が家事と子どもの世話をする上で最も大きな障害となっている」ことが判明し、子どもを持ち、家庭責任のある母親の生産性がおもわしくないことが判明した場合、二人の女性を半日交代で勤務させるなどの工夫がなされた。^⑮

一九一七年一月に、主に市民層に講読されていた『ライプツィヒ絵入り新聞』が、「これまで男性の聖域だった仕事への女性の適性」と題する特集記事を組み、新任の通信次官オットー・ルドウリンにも意見を求めた。これに対してルドウリンは、「女性は電話交換業務、タイプライター、計算機を扱うような特定の業種で、男性よりも適性を持っている」と答え、郵便・電信局にも女性が「適性」を持たない「男性の聖域」が存在することを示唆し、その理由を「女性の身体は抵抗力が弱い」という点に求めている。そこで彼は、従来は女性に「適性」がないと考えられていた仕事を女性もでき

るような工夫、つまり女性の身体に配慮した成果基準の見直しを行ったと述べている。その結果、「女性はすべての業種で自分に課された要求を、助けを借りつつ、献身的に引き受けた。厳しい条件にもかかわらず、ほとんどの女性が賞賛に値する働きをした」と良好な展開を伝え、「その忠実な功績は祖国からの感謝にまさに値する」^⑮と高い評価を与えている。事実、そのほかの個別の事例からも、戦時中には「男性の聖域」にも女性が導入され、そこで女性が高い成果をあげたと社会的にも評価されていたことが分かる。^⑰しかしそれは、労働力不足や兵士家族の自立支援の促進など諸般の事情から、経営側が女性の身体や家族責任に配慮するようになり、工夫を施した結果であったともいえる。

一九一八年初頭までに、帝国郵便の男性官吏・職員のほぼ半数が戦争に動員され、一万一八三三人もの官吏が戦死していたので、この不足を補完するための補助労働力の数は、同年七月一日までに五万四九三三人に達した。^⑱戦時中に導入された大量の補助労働力の処遇をめぐる議論は、戦後も世論を巻き込み継続された。彼女たちを解雇するか、解雇する代わりに再教育して、その技能を伸ばすかどうかが議論の争点であった。先に引用したルドウリンの発言にもあるように、確かに女性補助労働力の戦時中の貢献は社会的にも評価されたが、所詮は臨時的に導入され、短期間で養成された未熟練の「不適切な労働力」であるという理由から、彼女たちが戦後も就労を継続することに対して、経営側は好意的ではなかった。これに対して、戦争終結とともに民間・公共部門で多くの女性が解雇される事態に批判的な立場を示していた社会改革協会が、寡婦の多くが経済的事情から就労の継続を迫られていることを強調し、経営側に社会的措置を求める請願書を一九一八年三月に帝国郵便に提出した。しかし帝国郵便は、この訴えを無視している。^⑲このような戦前に逆行するような動きに悼さしたのが、傷痍軍人をはじめとする復員兵たちのロビー活動である。

一九一九年二月八日に「傷痍軍人および退役軍人全国同盟」が、「通信事業側が女性労働力を電信業務のために新たに採用するかどうか、また、いつからその方針を変えるのかという点についても教えていただきたい」^⑳と、帝国郵便が女性の雇用を継続することに対して暗に異議を唱える文書を提出している。さらに「全ドイツ傷痍軍人・遺族協会」は、一

九二二年四月二七日に帝国通信省に宛てた請願書のなかで、エアフルトの郵便為替局に採用される女性の年齢制限がほかの局の規定を超えていること、あらたに採用された若年女性の出身家庭は、就労を必要としない経済状況であると指摘している。²¹⁾ 彼らが帝国郵便に就労する女性たちを、就労機会をめぐる自分たちの競争相手と見なしていたことは明らかであったし、その前提として確認できるのは、男性を唯一の稼ぎ手と見なし、女性は扶養される存在であり、非常時を除いて女性には就労する必要はないとする市民的価値観である。

一方で、こうした組織的な圧力、これを受けた経営側の方針の転換を、末端の局ではどのように受け止めていたのだろうか。長期勤続により経験を積み、能力も高い女性局員を解雇するという上級郵便監督局の指示に対して、実はドイツ各地域の郵便・電信局は強い困惑を示している。例えば一九一九年六月五日にクレーフルト電信局は、「デュッセルドルフの上級郵便監督局の決定に従って、今年の二月一日に、全ての女性従業者を解雇しました。∴解雇された女性官吏——そのなかには七年間も当局側で働いている者もいたが——の昂奮は大変なものでした」と述べ、労働共同体がこの問題に取り組み、可能であれば失業という事態をこれ以上深刻化させないような規定を、政府が導入することを望んでいた。²²⁾ 帝国通信省は傷痍軍人の組織からの強い圧力と、利用者に対して質の高いサービスを提供しなければならない必要性の間に立たされていた。

帝国通信省は妥協策として、地域密着型で小規模のため、一、二等郵便局ほど労働密度が高くない三等郵便局については、解雇された女性補助労働力の代わりに、「身体的・精神的能力が業務に適していて、職場の所在地やその近辺の出身」である「傷痍軍人」を配置するという方針を打ち出す。また傷痍軍人の採用規定や処遇は女性補助手向けの規定を踏襲することになり、この規定に該当する傷痍軍人が存在しない場合に限って、女性を採用することが許可された。²³⁾ また、失業した店員と事務職員の保護同盟に対する帝国通信省の回答によれば、郵便・電信業務の補助労働力として雇用する優先順位については、「まずは傷痍軍人、^マ国家が扶養する義務がある文民官吏候補軍人、寡婦、その次に、家族を養わなければ

ならない失業した男性」と決められたことが分かる。帝国通信省は同盟の立場にも共感を示しつつ、女性の採用はすでに制限されていること、今後も引き続き、この処置が実施されることを伝えた。このリストのなかで唯一女性である「寡婦」は、配偶者が兵士であったという事情を考慮した国の福祉的配慮から、例外的に雇用することが示されている。

一九一九年八月に帝国通信省は、「大きな電話局での電話交換業務では、何よりも音域の幅が必要であるから、女性を使用することにする。郵便・電信業務で勤務することを希望する男性を採用する際には、文民官吏候補軍人が存在しない場合には傷痍軍人を優先する²⁵」とする文書を各地の上級郵便監督局に宛てて送っている。ここでは、戦前から就労を継続している正規の局員については、電話交換業務は「女性職」、電信・郵便業務は「男性職」であること、さらに、男性の場合は軍人を優先することがあらためて強調されている。

このように、第一次世界大戦中には男性の召集や、より良い労働条件の職場への移動による労働力不足、そして家族の扶養を迫られ、「男性の聖域」に導入された女性の状況に鑑みて、職業訓練の機会が与えられるほか、既婚女性の導入にともない、女性が働き易い就業形態が考案され、それが一定の効果を挙げたことが分かる。しかし戦後、戦時中に「男性の聖域」に動員された女性の補助労働力の多くが、復員兵の圧力を受けた帝国郵便の決定で解雇された。そして、戦前から女性の職域として確立しつつあった電話交換業務に対しては、より一層「女性職」であるという意味が付与され、女性に配置される男性は復員兵や家族を扶養する義務のある特定の男性に限定された。戦前から帝国郵便に存在した性別と社会階層を軸とした職務分離、扶養義務のある軍人を優先する慣行を、総力戦が根本的に変化させることはなかった。より正確に表現するならば、戦前から存在した性別職務分離は、女性と男性の「適性」を明確に区分する、新たな布置のなかで再編されたともいえる。戦時期に兵士の選抜や生産力拡充のために大規模に研究・実施された労働科学的手法が、戦前期のドイツ社会で始まった合理化運動のなかでも活用される。「適材適所」をモットーとする産業心理学の知見を生かした適性検査が実施されると、男女間の差異や男女の「適性」に、より一層光が当てられることとなる。経営側が用いる

「適性」という用語は、新しい「科学」の下支えを受けて登場し、ナチス期にも使用されることになる。²⁶⁾

- ① 女性の戦時動員に関する総論に關じ、Higonet, Margaret R., *Behind the Lines: Gender and the Two World Wars*. New Haven 1987. Wall, Richard and Jay Winter (ed.), *The Upheaval of War : Family, Work, and Welfare in Europe, 1914-1918*. Cambridge 1988. Planert, Ute, *Nation, Politik und Geschlecht: Frauenbewegungen und Nationalismus in der Moderne*. Frankfurt a. M. 2000. Hagemann, Karen, *Heimat - Front : Militär und Geschlechterverhältnisse im Zeitalter der Weltkriege*. Frankfurt a. M. 2002. 外國人の戦時動員の総論や個別事例に關じ、Wigley, Chris, *Challenges of Labour : Central and Western Europe, 1917-1920*. London 1993. Das, Santanu (ed.), *Race, Empire and First World War Writing*. Cambridge 2011. Xu Guoqi, *Strangers on the Western Front. Chinese Laborers in the Great War*. Cambridge, MA 2011. 参照。
- ② Frevert, Ute, *Frauen-Geschichte. Zwischen Bürgerlicher Verbesserung und Neuer Weiblichkeit*. Frankfurt a. M. 1986 (=一九九〇年、若尾祐司・原田一美・姫岡じゅん・山本秀行・坪郷實訳『フェイ女性社会史——二〇〇年の歩み』晃洋書房); Hagemann 2002. ③ 未就労女性と就労女性における戦時動員に対する態度の違いに關じ、Daniel Ute, *Arbeiterinnen in der Kriegsgesellschaft : Beruf, Familie und Politik im Ersten Weltkrieg*. Göttingen 1989.
- ④ Barch, R4701/8416, fol. 288.
- ⑤ Barch, R4701/8416, fol. 38.
- ⑥ Nienhaus 1995, S. 87.
- ⑦ 国家による給付金である家族支援が戦時・戦後の女性の意識に与えた影響に關じ、Ute 1989を参照。
- ⑧ Deutsche Reichs-Post- und Telegraphen-Verwaltung, *Statistik der Deutschen Reichs-Post- und Telegraphen-Verwaltung*. Berlin, 1897-1908.
- ⑨ Barch, R4701/8415, fol. 42.
- ⑩ Barch, R4701/8415, fol. 43.
- ⑪ Barch, R4701/8415, fol. 43.
- ⑫ Barch, R4701/GA 17666, fol. 3. Barch, R4701/8415, fol. 44f.
- ⑬ Barch, R4701/8415, fol. 85-86.
- ⑭ Barch, R4701/8415, fol. 87.
- ⑮ Barch, R4701/8415, fol. 131.
- ⑯ Barch, R4701/8415, fol. 256-259, 265, 271, 272, 274, 278.
- ⑰ Eine frühere Telegraphengehilfin erzählt, in: *Postblätter (Dortmund)*, 1970/1, S. 8-10. 石井『電話交換手ゆきや「女の仕事」にふたのふ』一頁。
- ⑱ Barch, R4701/8416, fol. 22.
- ⑲ Barch, R4701/8417, fol. 309-312.
- ⑳ Barch, R4701/8416, fol. 35.
- ㉑ Barch, R4701/8417, fol. 25.
- ㉒ Barch, R4701/8416, fol. 50.
- ㉓ Barch, R4701/8416, fol. 78.
- ㉔ Barch, R4701/8416, fol. 80.
- ㉕ Barch, R4701/8416, fol. 107.
- ㉖ 戦間期における労働科学者たちの経験は、ナチス期にテクノクラートに利用されるだけでなく、戦後に全面的に展開されたという。Tröger, Annemarie, *Die Planung des Rationalisierungsproletariats*.

第七章 ナチス期における展開

研究史の推移

第三帝国下の歴史研究は、女性労働をテーマとする研究蓄積も厚い。^① ナチスは女性をどう扱ったか、また女性がナチスにどう対応したかということが、これらの研究の中心的問いであった。一九七〇～一九八〇年代半ば頃までは、女性と労働者を抑圧するメカニズムや構造の解明に重きが置かれ、ナチス・ドイツは女性を労働動員せずに、労働市場から排除していたという見方が強く、その意味で女性もっぱら被害者として捉えられる傾向にあった。^② また、女性を労働動員しなかった背景として、ナチスのイデオロギー（女性像）を重視する説のほか、女性を労働動員することで国民の支持を失うことをナチスが恐れたという説、^④ 女性のエージェンシー（行為主体性）を重視する研究は、中・上層階級の女性に労働動員に応じる意志がなかったこと、^⑤ これに対して不満を持つ労働者階級や下層中間層の女性の状況に光を当てている。一九八〇年代後半には、ドイツ人女性の労働動員は行われたと主張する研究が出現した。^⑦ ナチスは労働者階級や下層中間層の女性については労働動員するが、彼女たちの不満を解消するために中・上層階級の女性の労働動員を行おうとはしなかった。それは、中・上層階級の女性の社会的な統合を阻むことになりえたし、企業側もまた工場労働の経験のない専業主婦の「身体的・専門的」適性に疑いを持っていた。^⑧ 企業はむしろ、ドイツ人の未就労女性よりも低賃金であるにもかかわらず、「働く意欲」も「能力も高く」、かつ「要求の少ない」外国人労働者を調達しようとしたのである。^⑨ 資本の論理においては、ジェンダー、階級、「人種」に関するイデオロギーよりも、現場を稼働させる能力・意欲の方が重要であり、この

論理が効力を持つのは、必ずしも戦時期だけに限らない。まずは階級、そして「人種」という視点が加わることで、女性労働史研究は「女性」の多様性に直面することとなった。

一九九〇年以降は、従来注目されていた工場労働者だけではなく、事務職などのホワイトカラー、サービス労働者、農業労働者など多様な職業にも関心が向けられるようになり、「加害者」としての女性のナチ犯罪への関与と同時に、その女性たちの職業教育・訓練の実態、募集や労働条件、昇進経路の詳細などについても研究が進んだ。^⑪近年では、ナチス・ドイツの戦時経済を特徴づけ、不可欠なものとなっていた「未就労女性」の担った無償労働の中身とその幅の広さに目を向ける研究も出てきている。^⑫筆者もまた、戦時中にドイツ人の「未就労女性」とドイツ人・外国人の「就労女性」を分断しつつ、その無償労働・低賃金労働を「活用」するメカニズムに関心を持ってはいるが、本稿では紙幅の制約もあり、ひとまずドイツ帝国郵便という個別の公企業に雇用されていたドイツ人・外国人の「就労女性」に焦点を当てている。

ナチスと女性の労働

ナチスの女性像を象徴するものとして、一九三四年九月八日の党大会におけるヒトラーの演説がよく引き合いに出される。その内容は、男女にはそれぞれ異なる適性があり、補い合っているという相補的なジェンダー観である。男性は国家と共同体のために奉仕し、女性は家族、子ども、家庭に義務を負うというものである。ヒトラーは女性解放をユダヤの思想として退けた一方で、「ナチス女性運動」の功績、ナチスの組織で活動する主婦・母親たちの社会的貢献を称えた。^⑬

こうしたイデオロギーを反映するかのように、確かに既婚女性の官吏など専門職の女性に対する共稼ぎ反対キャンペーンが展開され、女性の就業放棄を条件に、一定額を限度に男性工業労働者の月収の四〜五倍の額を貸し付け、子どもが生まれるとその債務を削減する結婚資金貸付制度や、召集兵士の家族のための家族援助金制度が存在し、これらが女性を就労から遠ざけることになってはいたが、こうした給付金は労働市場政策であると同時に人口政策・消費者政策でもあった。

また、ナチスの有力者たちの女性労働に対する見解は一枚岩ではなかった。女性の就労を阻むことが、ナチスの労働政策の核心をなしていたわけではなく、一貫した目標でもなかった。女性の労働はナチス組織の基本綱領に従うもので、矛盾するものではなかったのだ。ドイツ労働戦線女性局、ナチ女性団の指導者ゲルトルート・シオルツ・クリンクも働く女性の代表だった。しかも、ヒトラーのジェンダー・イデオロギーでもあり、ナチス期に支配的であった男女は異なるニーズを持つという考え方は、女性に新たな仕事とキャリアの可能性を切り拓いた。女性の刑事警察官や強制収容所の看守もその例である。女性の犯罪者や囚人を理解し、上手く扱えるのは同じ女性であろうという発想である。他方で、ナチ黨員ではない大卒の女性官吏にとっては冬の時代であった。ヒトラーは一九三六年九月に女性が判事や弁護士になるのを許可しないように指示したため、国家社会主義女性同盟で活躍していた少数の女性を除けば、男性専科の威信の高い職業に進出する女性は少なかった。¹⁶この時期、図書館でも国立・大学図書館の学術司書になるのは困難となったが、既に戦前期に、女性に「適性」があるとされていた公共図書館の司書になる女性の数は増加した。¹⁸これは、新参者の女性が男性の既得権益を脅かすことのない、威信がそれほど高くはない職業や、新しく登場した職業が女性を受け入れたということでもある。

つまり第三帝国下の女性は一律に労働市場から排除されたというのではない。戦前期に目立った性別職務分離の傾向が、この時期、結婚資金貸付制度や家族援助金制度などの支えを得て顕著になったのである。また、一九三八年には帝国学校義務法が施行され、国民学校の卒業者には職業訓練が義務付けられた。この義務化によりほとんどの男子が研修生を経験するが、女子の研修経験者は女子全体の四分の一に過ぎなかった。これが男子の社会的地位を上昇させた結果、不熟練労働者が不足し、女子は従来であればこの不熟練労働者が担っていた労働を引き受けることになった。¹⁹これを「合理化プロレタリア」の創出と呼ぶ研究者もいる。²⁰こうして労働者階級や下層中間層の女性が不熟練労働を担う一方で、中・上層階級の女性は不熟練労働こそ免れたものの、ナチス期に一層高い価値を与えられた家事・育児を担った。家事・育児はもはや私的な営みではなく、ナチスが公的に管理する対象となったのである。家事・育児は確かに無償労働ではあったが、一

九三八年一二月にドイツ母親名誉十字章を通じて顕彰されることになり、一九四二年五月には働く母親のための母性保護法が公布され、家事手伝いや家内労働者、農業労働者の女性に至っては、初めて母性保護の恩恵に与ることになった。²¹⁾

公企業とシエンダー

一九三九年の職業統計によれば、公企業や民間のサービス産業で働く職員と官吏の数は一九二五―一九三九年の間に男性は五二・五％、女性は六八・三％、労働者に至っては一四九％増加している。²²⁾ この多くを吸収していたのが、国内で最大規模の公企業である帝国郵便であった。女性の雇用主としての帝国郵便の存在感は、戦時期も依然として大きかったわけだが、帝国郵便は「女性の経済的解放」を促したと捉える立場と、「本来の解放の機会を喪失」させたと見なす立場がある。²⁴⁾ 果たしていずれの評価が適当なのか、具体的な事例を取り上げて考察してみたい。

帝国郵便内でも一九三三年四月七日に制定された「職業官吏再建法」(Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums)により、まずは官吏、後には労働者や職員の中の「非アーリア人種」や「政治的に信用できない者」が追放された。エンネ・ベッカーによれば、この時女性官吏は二〇〇〇人ほど追放されているという。²⁵⁾ ドイツ帝国女性郵便・電信官吏同盟は一九三三年に強制的同一化の対象となり、同盟の委員長はエルゼ・コールスホルンから、その前年にナチ党に入党したヘレーネ・ハートマンに取って代わられた。この時期からナチ党、政権、ナチ党員の官吏による帝国郵便内の人事への介入が始まるが、それは、能力不足を理由に解雇されそうな恋人を救おうとする親衛隊隊員の求めによる情実人事から、解雇された女性の代わりに採用された男性がナチ党員でないことに対する非難まで様々であった。²⁶⁾ また、いずれもナチ党員であったヘレーネ・ハートマンと後に郵便書記官となるマリー・シュライファーは、帝国郵便の女性官吏のために特別の昇進経路を創設する提案を行い、女性従業者のための教育・訓練の機会の充実を求めた。²⁷⁾ この提案が現実化するのには第二次世界大戦末期だが、ナチス・ドイツの再軍備を機に帝国郵便の人事政策が変化する。

一九三四年二月二日、通信省は再軍備を前にして、帝国郵便内の多数の男性が召集されるのを見据え、郵便補助手として勤務していた女性職員を官吏にする措置に同意した。一人の例外を除けばこの女性たちの全員がナチ党员で、独身、二四―三三才で、五―一七年間帝国郵便に勤務していた。²⁸しかし、宣伝省や航空省、ルフトハンザなど労働条件のより良い職場は存在し、労働力不足が問題化していた。²⁹帝国郵便は多くの女性労働力を募集するために、既婚女性の再雇用、学歴・年齢などの入職条件を緩和した。³¹しかし、当局のこうした現実的な措置は、ナチスの労働市場政策とも、通信大臣ヴェルヘルム・オーネズルゲの意向とも一致するものではなかった。オーネズルゲは、女性がなるべく多くの仕事を失業した男性に明け渡すよう望んでいた。³²また、入職条件の緩和により従業者の低年齢化が進んだが、これはヒトラーユーゲントへの所属を入職の条件に望むナチスの意向とは噛み合わなかったし、現場の側も経験があり熟練した女性局員のポストを男性に明け渡すことに抵抗した。その結果、一九三七年二月二日の通信省の指令で、電話交換業務をはじめ事務や経理など典型的な女性の仕事については就労の継続が可能となった。³³さらに、将来的には官吏に任用され、女性の郵便書記官のポストが増え、昇進経路も女性に有利なように整備される見通しが伝えられた。³⁴一九三八年四月には、採用者の年齢の上限が二五歳に引き上げられ、同年九月にはフランクフルト・アム・マインで、通信用増幅回路を扱う職場に五人の女性が初めて採用され、しかも、何か問題が生じたときのために配置された一人の男性の官吏が、女性たちと一緒に働くことになった。³⁵

一九三九年一月に帝国郵便で働く女性の数は四万五五六人となったが、その内の三万五七一人が官吏だった。³⁶女性の官吏の数は確かに増加したが、経済相が官吏の昇給を拒んだこともあり、³⁷労働力不足が慢性化した。その結果、ナチ党员でなくとも官吏とし、昇格させるのを許可することになった。また、同年春にヒトラーがドイツ・ポーランド不可侵条約とイギリス・ドイツ海軍協定を一方的に破棄し、開戦を間近に控えたこの時期、兵役召集される男性に代わり、五月からは募集・採用年齢の上限である二五歳を超えた女性の採用件数も増えた。あらたに小学生の応募さえ許可されたことで、

採用試験や採用手続きも簡素化されることとなる^{③⑧}。さらに、一九四〇年から女性局員はドイツ女性事業団の提供する家政学の授業を無料で受講できるようになり、一九四一年からは中級業務向けの講習が提供される合宿への参加も可能となった^{④①}。一九四一年からは電信局でも女性の短時間労働の可能性が広がり、平日の一日は有給の「洗濯休日」とすることも可能となった^{④②}。召集された男性を代替するため、次々と女性の応募を促す配慮や工夫がなされたものの、それでも解消されない労働力不足を埋め合わせるために、強制労働のために東欧からドイツに連れてこられたポーランド人やロシア人という「異人種」の「東部の女性労働者」(Ostarbeiterinnen)が動員され、さらに劣悪な条件で働かされることにもなった^{④③}。

最後に、第二次世界大戦中に帝国郵便は「女性の経済的解放」を促したのか、「本来の解放の機会を喪失」させたのかという冒頭の問いに立ち返りたい。帝国郵便への入職は女性にとって収入を得る機会にはなったが、女性に「適性」のあったとされた低賃金で頭打ち感のある職種に女性集中し、昇給は期待できず、郵便書記官に昇格できたケースはごくわずかであった。労働力不足という事態に直面してようやく労働条件も見直され、従来は男性専科であった職場にも女性が進出しているが、第一次世界大戦期と同様にそれは非常時の例外とされた。このため、帝国郵便よりも良い労働条件の職場に転職するとか、帝国郵便を最初から選択肢としないという当事者の行動も、労働力不足を加速化させたと思われる。その穴埋めを男女の外国人労働者が強いられたいことを考え合わせると、解放の射程はあくまでも「民族共同体」の中に閉じられており、そこで国家が果たした役割については、両義性というよりもむしろ負の側面がクローズアップされるだろう。

① 以下の注で紹介するドイツ語圏の研究はもとより、日本でも女性労働と外国人の強制労働の関連性について考察する、矢野久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(上)」『三田学会雑誌』八三卷一

号(一九九〇年四月)、同「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員(下)」『三田学会雑誌』八三卷四号(一九九一年一月)、同「ナチス・ドイツの外国人——強制労働の社会史」現代書館、二〇〇四年

がある。

② Koonz, Claudia, *Mothers in the Fatherland: Women, the Family and Nazi Politics*, New York 1987 (=一九九〇年、翻訳工房「つづ」訳『父の国の母たち——女を軸にナチズムを読む』時事通信社); Kuhn, Annette/Rothe, Valentine, *Frauenarbeit und Frauenwiderstand im NS-Staat*, Schwann 1987; Kuhn, Annette/

Rothe, Valentine. *Frauenpolitik im NS-Staat*. Schwann 1987.

- ③ Gersdorf, Ursula v. *Frauen im Kriegsdienst 1914–1945*. Stuttgart 1969; Winkler, Dörte. *Frauenarbeit im "Dritten Reich"*. Hamburg 1977.

- ④ Mason, Tim. Zur Lage der Frauen in Deutschland 1930 bis 1940. Wohlfahrt, Arbeit und Familie. in: *Gesellschaft. Beiträge zur Marxschen Theorie* 6, Frankfurt a. M. 1976; Eichholz, Dietrich. *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945*. Bd. 1, Berlin (Ost) 1969; Bd. 2, Berlin (Ost) 1985.

- ⑤ Rupp, Leila J., Klassenzugehörigkeit und Arbeitseinsatz der Frauen im Dritten Reich. in: *Soziale Welt*, 31. Jg. 1980.

- ⑥ Bäjör, Stefan. *Die Hölle der Fabrik. Geschichte der Frauenarbeit in Deutschland 1914 bis 1945*. Marburg 1979.

- ⑦ Schupetta, Ingrid. *Frauen- und Ausländerwerbstätigkeit in Deutschland von 1939 bis 1945*. Köln 1983.

- ⑧ Winkler 1977, S. 187ff.; Meldungen aus dem Reich 1938–1945. Die geheime Lagebericht des Sicherheitsdienstes der SS, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach von 11.3.1943, Bd. 13, S. 4938–4939.

- ⑨ 矢野久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働員(一)」『三田学芸雑誌』八三巻四号(一九九一年一月)一九八頁。

- ⑩ Herkommer, Christina. *Frauen im Nationalsozialismus — Opfer oder Täterinnen? Eine Kontroverse der Fraueforschung im Spiegel feministischer Theoriebildung und der allgemeinen historischen Aufarbeitung der NS-Vergangenheit*. München 2005; Kompisch, Kathrin. *Täterinnen: Frauen im Nationalsozialismus*. Köln 2008; Lower, Wendy. *Hitler's Furies: German Women in the Nazi Killing Fields*. Boston 2013 (=二〇一六年) 石川マカ記『シュレーの娘たち

——ヒロコーストに加担したドイツ女性』(明石書店)。

- ⑪ Mailänder, Koslov, Elissa. *Gewalt im Dienstalltag. Die SS-Außererinnen des Konzentrations- und Vernichtungslagers Majdanek 1942–1944*. Hamburg 2009; Mühlenberg, Jutta. *Das SS-Helferinnenkorps. Ausbildung, Einsatz und Entnazifizierung der weiblichen Angehörigen der Waffen-SS 1942–1949*. Hamburg 2011.
- ⑫ Kramer, Nicole. Haushalt, Betrieb, Ehrenamt: Zu den verschiedenen Dimensionen der Frauenarbeit im Dritten Reich. in: Marc Buggeln/Michael Wildt (Hrsg.). *Arbeit im Nationalsozialismus*. Oldenbourg 2014, S. 33–51.

- ⑬ ナチ女性団の指導者ハルレー・シヨルニークリントに於て主婦の戦時動員をめぐり、主婦の「主戦場」としての台所の日常、家政学の展開に注目した詳細な研究について、藤原辰史『ナチスのキッチン——「食くさる」の環境史 決定版』共和国、二〇一六年の、特に「第6章 台所のナチ化」を参照のこと。ナチス期に刊行された官製女性雑誌『女性展覧』における女性像を伝えるプロバガンダや、ナチ女性団をはじめ国防軍による女性の戦時動員の諸相について、桑原じさ子「ナチス機関誌『女性展覧』を読む——女性表象、日常生活、戦時動員」青弓社、二〇二〇年を参照のこと。

- ⑭ Rede Hitlers vor NS-Frauenschaft vom 8. 9. 1934. in: *Völkischer Beobachter*, Nr. 253 vom 10. 9. 1934. in: Max Domarus. *Hitler, Reden und Proklamationen 1932–1945*. Leonberg 1988, S. 343–464.

- ⑮ Schöck-Quinteros, Eva/Ahrens, Jan-Hauke (Hrsg.). *Was verstehen wir Frauen auch von Politik? Entnazifizierung ganz normaler Frauen in Bremen (1945–1952)*. Bremen 2011.

- ⑯ Steinbacher, Sybille (Hrsg.). *Volkgesossinnen. Frauen in der NS-Volkgemeinschaft*. Göttingen 2009, S. 63–64.

- ¹⁷ Knoche, Michael (Hrsg.) *Wissenschaftliche Bibliothekare in Nationalsozialismus: Handlungsspielräume, Kontinuitäten, deunsmuster*. Wiesbaden 2001. S. 27-35.
- ¹⁸ Helga Lüdtke (Hrsg.) *Leidenschaft und Bildung: zur Geschichte der Frauenarbeit in Bibliotheken*. Berlin 1992. S. 67-93.
- ¹⁹ Dillingham, John. The "Deproletarianization" of German Society. Vocational Training in the Third Reich. in: *Journal of Social History* 19 (1986). S. 428.
- ²⁰ Hachmann, Rüdiger/Saldern, Adelheid v., "Gesellschaft am Fließband". Fordistische Produktion und Herrschaftspraxis in Deutschland. in: *Zeithistorische Forschungen/Studies in Contemporary History*. Online-Ausgabe. 6 (2009). H. 2. URL: <https://zeithistorische-forschungen.de/2-2009/4509>. DOI: <https://doi.org/10.14765/zeitdok-1828>. Druckausgabe: S. 186-208. レーニン労働雑誌の労働科学研究所では、女性が単調な仕事をやるのを目的とした（Tröger 1982, S. 266-271）。
- ²¹ Kramer 2014. S. 41-45.
- ²² Winkler, Dörte, *Frauenarbeit im "Dritten Reich"*. Hamburg 1977. S. 194f.
- ²³ Schoenbaum, David, *Hitler's Social Revolution : Class and Status in Nazi Germany, 1933-1939*. London 1967 (= 一九七〇年). 大島通義、大島かおり訳『ビットラーの社会革命——1933～39年のナチ・ドイツにおける階級とステータス』: Bracher, Karl Dietrich, *Die deutsche Diktatur : Entstehung, Struktur, Folgen des Nationalsozialismus*. Köln 1969. (= 二〇〇九年). 山口定、高橋進訳『レーニンの独裁——ナチズムの生成・構造・帰結』岩波書店。
- ²⁴ Stephenson, Jill, *Women in Nazi Society*. London 1975. S. 95ff.
- ²⁵ Protokoll des ersten Bundes-Frauentags der DPG. 1956. S. 42.
- ²⁶ BAK R 48/573. BAK R 48/576.
- ²⁷ BArch. R4701/22549. fol. 125-134.
- ²⁸ BArch. R4701/22555. fol. 44 und 64.
- ²⁹ BArch. R4701/22555. fol. 158 und 186ff.
- ³⁰ BArch. R4701/22555. fol. 173.
- ³¹ BArch. R4701/225547. fol. 531. BArch. R4701/22555. fol. 218-220.
- ³² BAK R 48/576. BArch. R4701/22319. fol. 75.
- ³³ BArch. R4701/22319. fol. 29. 71 und 119.
- ³⁴ BArch. R4701/225547. fol. 394-404f.
- ³⁵ BArch. R4701/22555. fol. 2921. BArch. R4701/22548. fol. 29f.
- ³⁶ BArch. R4701/22548. fol. 421.
- ³⁷ STAMü. OPD Mü. Vz. 2. Sch. 50c.
- ³⁸ BArch. R4701/22548. fol. 162ff.
- ³⁹ STAMü. OPD Mü. Vz. 2. Sch. 50c.
- ⁴⁰ BArch. R4701/22548. fol. 252f.
- ⁴¹ BArch. R4701/22548. fol. 306-307.
- ⁴² BArch. R4701/22548. fol. 307 und 341. [家事休日（Hausarbeitsag）として労働継続を促すこと。]
- ⁴³ Glasbrenner, Walter (Hrsg.), *Post und Postler im Nationalsozialismus. Verfolgung und Widerstand*. Frankfurt a. M. 1986. S. 216ff. Bajohr 1979. S. 278ff. Schupetta, Ingrid, Jeder das Ihre: Frauenwerbstätigkeit und Einsatz von Fremdarbeitern/arbeitenden im Zweiten Weltkrieg. in: Frauengruppe Faschismusforschung (Hrsg.) *Mutterkreuz und Arbeitsbuch : zur Geschichte der Frauen in der Weimarer Republik und im Nationalsozialismus*. Frankfurt a. M. 1981. S. 292-317.

おわりに

本稿では、公企業のドイツ帝国郵便に目を向け、一九世紀以降ジェンダーと階級、そして時には、そこに情報通信技術がいかに相互に影響し合い、電信業務から電話交換業務に女性が移動し、電話交換業務が男性の職業から女性の職業に移り変わったのか、その線引きの過程に着目した。そこで、戦時期には新たに線が引き直されてきた事例を通して、性別職務分離を「ポリテクス」（政治的な駆け引き）として位置づけた。平時に行われる線引きは「適性」に根拠づけられるが、労働力不足の戦時期には、この「適性」に平時には削ぎ落されていた社会的文脈が与えられ、女性でも男性の仕事をこなすことができるように、あるいは、女性にも魅力的な仕事となるように労働時間や労働形態など労働条件の見直しや昇進経路の整備が行われ、それでも労働力が足りない場合には外国人労働者が投入された。これは、線引きという行為そのものがいかに社会経済的な条件に左右され、恣意的に行われてきたかの証左である。この行為は「適性」という論拠で反論を封じるか、当事者の「同意」を取り付けながらも実は、ジェンダー・階級・「人種」の不平等を内包する仕組みである。本稿の射程を超えるが、「母性」を根拠に家事・育児全般を無償で行うことの正当化もこの仕組みの中に含まれうるだろう。

そして現在、生産領域内部の分離に加えて、生産と再生産の領域で依然として存在する分離状況は、一方で家庭外での有償労働と家庭内での介護・家事・育児などケア労働の無償の担い手との分断、他方でグローバル資本主義による国際分業、すなわち、非欧米諸地域の人々が先進諸国の子どもや高齢者のケアをするという複合的な問題へと発展している^①。

今後の課題は、今回は概括的な見取り図を描くにとどまった第二次世界大戦中の帝国郵便内における性別職務分離の動きの詳細を跡づけ、その上で、戦後のドイツ郵便において、ジェンダー・階級・「人種」の不平等を内包するこの性別職務分離体制がどのように展開するか、有償労働と無償労働の双方ないしその関係のあり方に目を向けて検討することであ

る。

- ① Werhlof, Claudia v. / Bennhold-Thomsen, Veronika/Mies, Maria
Frauen, die letzte Kolonie: zur Hausfräuleistung der Arbeit, Zurich
1992（＝一九九五年、古田睦美・善本裕子訳『世界システムと女性』
藤原書店）; Mies, Maria, *Patriarchy and Accumulation on a World
Scale : Women in the International Division of Labour*, London 2014

（＝一九九七年、奥田暁子訳『国際分業と女性——進行する主婦化』
日本経済評論社）、大越愛子「第一章「暴力批判の思想」としてのフ
エミニズム——「左翼」思想の限界とターバン宣言の射程」『脱暴力
へのマトリックス——戦後・暴力・ジェンダー』二〇〇七
年、二一～六五頁。

（同志社大学グローバル地域文化学部准教授）

Die Politik der Frauen- und Männerarbeit: Grundriss der
Geschlechtertrennung am Arbeitsplatz in der Deutschen
Reichspost und seine Perspektiven

by

ISHII Kae

Wenn man in die Geschichte zurückblickt, arbeiteten die Menschen, unabhängig davon, ob sie bezahlt wurden oder nicht. Frauen- und Männerarbeit wurde hier abgegrenzt. Dieser Prozess ist genau

“Geschlechtergeschichte” im Sinne der Geschlechterverhältnisse, die “Frau” und “Mann” weben, und “Rasse” und Klasse handeln untrennbar dort, und eine große Welle der Geschichte ist gebildet worden.

In diesem Beitrag möchte ich mich auf den Prozess dieser Abgrenzung vom späten 19. Jahrhundert bis zur Mitte des 20. Jahrhunderts konzentrieren, wie Geschlecht, Klasse und “Rasse” und manchmal Informations- und Kommunikationstechnologie miteinander interagierten, zumal Frauen sich von der Telegrafistin zur Telefonistin entwickelte und Telefonisten vom männlichen auf den weiblichen Beruf verlagert wurden.

Zuallererst möchte ich den Blickwinkel, die Geschichte und den Bereich der Analyse von “Geschlechtertrennung am Arbeitsplatz” darstellen, was einen bestimmten Beruf weiblich oder männlich macht, um die Rolle des Staates im Prozess der Geschlechtertrennung am Arbeitsplatz zu klären.

Es ist interessant, dass gleichzeitig mit der Verbesserung der Telefontechnologie und der Geschlechtertrennung geschlechterspezifische Bilder an die ursprünglich neutralen, nicht männlichen und weiblichen Technologien von Telefon und Telegraf gegeben wurden, und der Zyklus, in dem das Bild das Geschlecht des Menschen definierte, der mit der Technologie arbeitete, entstand.

Der Telegraf war ursprünglich eine Militärtechnologie mit starken Verbindungen zum Militär. Die Übertragung über Ferntelegrafen erforderte die kollaborative Arbeit der Telegrafie und ein Fachwissen, wie über Relais, die verwendet wurden, um einen schnellen Transfer der Nachrichten zu den Zielen zu gewährleisten und um Geld zu sparen. Erforderlich ist eine “herausragende” Fähigkeit, wichtige Botschaften schnell und genau an andere zu übermitteln, und diese solidarische Arbeit wurde ohne sorgfältige und ruhige Zusammenarbeit zwischen Männern als unmöglich angesehen. Am Ende des 19. Jahrhunderts beschrieb die Dienstordnung den ausgezeichneten Telegrafisten klar als “einen Mann, der ein gerechtes Urteil hat”.

Sprachqualität, Sprechen ohne Müdigkeit, Schnelligkeit und Rücksichtnahme, Arbeit, die auf den Punkt gebracht wird, und die Fähigkeit, schnell und genau zu verbinden, sind alles Elemente, die von Verwaltung, Betreffenden und Teilnehmern als “Fähigkeiten” für Telefonverbindungen erkannt wurden. Es wurde erkannt, dass diese “Eignung” als eine soziale Einzigartigkeit für die Frau angesehen wurde. Daraufhin wurde die Telefonverbindung Frauenarbeit.

Angeichts des Arbeitskräftemangels, der durch die Einberufung von

Männern und die Verlagerung besserer Arbeitsbedingungen an den Arbeitsplatz während des Ersten Weltkriegs entstand, wurden neue Berufsausbildungsmöglichkeiten für Frauen geschaffen aufgrund der Notwendigkeit, dass sie ihre Familien mit sogenannten "männlichen Beschäftigungen" unterstützen mussten. Mit der Einführung verheirateter Frauen in die Arbeitswelt stellte man fest, dass Frauen eine Arbeitsform entwickelten, die leicht durchzuführen war. Dies hatte eine gewisse Wirkung. Nach dem Krieg wurden jedoch viele weibliche Hilfskräfte, die während des Krieges in "Männerberufen" tätig waren, unter dem Druck der Demobilisierung von der Reichspost entlassen. Und die Telefonverbindung, die sich seit dem Krieg als weibliche Position etabliert hatte, bekam mehr Bedeutung im Sinne von "weiblicher Beschäftigung", und Männer, denen weibliche Positionen zugeordnet wurden, waren ehemalige Soldaten und Männer, die verpflichtet waren, ihre Familien zu unterstützen. Man kann sagen, dass die Trennung der geschlechterspezifischen Pflichten, die vor dem Krieg bestand, in einem neuen Gefüge reorganisiert wurde, das die "Eignung" von Frauen und Männern klar spaltete.

Die Gelegenheit für Frauen, ein Einkommen zu erzielen, beschränkte sich auf den Beruf mit einem niedrigen Lohn und wenigen Perspektiven. Diese Perspektiven wurden als "Eignung" für die Frau betrachtet; ein berufliches Weiterkommen wurde nicht erwartet, eine Beförderung zur Postbeamtin gab es nur sehr selten. Es wurden sowohl in Notsituationen als auch im Ersten Weltkrieg Ausnahmen gemacht, obwohl aufgrund des Arbeitskräftemangels die Arbeitsbedingungen überprüft wurden und die Frau an einen Arbeitsplatz vorrückte, der bisher ausschließlich das Gebiet des Mannes war. Aus diesem Grund schien die Situation der Frauen, an einem Arbeitsplatz mit besseren Arbeitsbedingungen eingesetzt zu werden, als sie sie bei der Reichspost vorfanden, von Anfang keine Option zu sein. Dies wiederum beschleunigte den Arbeitskräftemangel. Der Bereich der Befreiung der Frau ist innerhalb einer "Volksgemeinschaft" eingeschränkt, wenn man bedenkt, dass die ausländischen Zwangsarbeiterinnen gezwungen wurden, das Loch zu füllen. Daher tritt eine negative Seite der Rolle, die der Staat dort spielte, umso mehr hervor.

Key Words; Gender Segregation at Work, Women's and Men's Work,
Intersectionality, Wartime Mobilization, Imperial German Post Office